平成２３年（フ）第８６１９号
大阪府豊中市旭丘６番１―602号
債務者　岡田　九二
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６２１号
大阪市浪速区戎本町２丁目４番３―411号
債務者　上田　敏夫
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６２４号
大阪市浪速区恵美須東２丁目９番８―302号
債務者　髙橋　忠司
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６２８号
大阪府豊中市蛍池北町３丁目２番24号
債務者　藤原　廣子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３３９号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番414―403号
債務者　竹内　直美
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８６号
神戸市兵庫区湊町１丁目１番26―504号
債務者　三浦美千代（旧姓竹中）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０７号
鳥取県境港市渡町2647番地１
債務者　深町　誠人
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第５０６号
愛媛県松山市空港通７丁目14番４号　レジデンス空港503号
債務者　杉森　大樹
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１７号
愛媛県松山市松末２丁目11番１号　松末南団地２棟22号
債務者　白石正一郎
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６４号
愛媛県今治市国分１丁目10番８号
債務者　馬越　　康
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第７０号
愛媛県今治市蔵敷町２丁目12番地６　丸木ビル３Ｆ、旧住所愛媛県今治市北鳥生町４丁目２番３号
債務者　上里　伸一
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第９７号
福岡県柳川市大和町六合1782番地４
債務者　江口千世子（旧姓三小田）
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
福岡県筑後市大字和泉377番地１　いずみビル202号
債務者　山田儀三郎
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第１０４号
鹿児島県大島郡喜界町大字羽里115番地１、旧住所鹿児島市田上台４丁目３番６号
債務者　龍田　俊光
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第１０８号
鹿児島県大島郡龍郷町大勝1169番地２、旧住所鹿児島県大島郡龍郷町龍郷163番地３　龍郷ハイツＣ棟
債務者　加藤　和夫
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第４８０号
盛岡市東松園４丁目12番３―326号
債務者　西澤　小織
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４８１号
盛岡市中堤町15番４号、旧住所盛岡市土淵字北野104番地１
債務者　藤倉　大輔
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部